

一時預かり保育の利用について



長期預かりには該当しないけど、予定が入ったときの預け先がほしい…とお悩みの方は、一時預かり保育を利用しませんか？

☆どんな人が一時預かり保育を利用しているの？

- 仕事日数・出勤時間が少ない方
- 近くに預けられる身内がいない方
- 血縁者を介護している方
- 保護者の産前・産後の入通院
- 事故やケガで一時的に入院・通院している方

☆一時預かり保育を使うことができるのは、どんなとき？

- 仕事で14時まで迎えに行けない（家にいない）
- 病院受診・通院（送迎）
- 祖父母の介護
- その他 ※相談に応じます

●一時預かり保育利用の流れ

- ①（利用したい日が決まったら）必要書類（どちらも入園説明会または委員会で受取可能）を準備し、教育委員会へ提出してください。

必要書類	詳細	
預かり保育申込書 ※裏面に記入例あり	利用したい日を記入し、利用日の1週間前にご提出ください （急な利用の場合は当日提出も可能です）	
勤務証明書	会社員	・記入は勤め先へ依頼してください
	個人事業主	・ご自身で記入ください ・（添付書類）現在取得できる最新の所得証明書 または確定申告書の写し
	主夫・主婦	・提出不用、申込書の職業欄へ主婦(夫)と記入

- ② 教育委員会から申込書に対して、預かり保育利用決定通知書が送付されます。
- ③ 利用した月の翌月に、園を通じて納付書をお渡しします。（口座振替不可）
※一時預かり保育料：1回500円/日（月に10回まで利用可能、副食費含む）
※納付書の納期限は毎月20日です。ご注意ください。

◆ ご不明な点は 宜野座村教育委員会 098-968-8522 へご連絡ください ◆